

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

イオン北海道は、北海道に根ざした北海道を愛する企業として、お客さまや地域社会への限りない貢献、そして従業員の幸せの実現こそが、小売業である当社の永遠の使命であるとの信念を貫いてきました。

こうした信念に基づき、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」イオンの基本理念を共有し、全ての企業活動の指針とします。

この基本理念にあるように、小売業は平和があってこそ成り立つ産業であり、小売業の繁栄は平和の象徴であるとの考えから、自ら平和を追求し続けなければならないということです。

人間を尊重し、人間の持つ可能性を信じ、人間的な絆、つながりを重視するということであり、とりわけ小売業は、人間即ちお客さま第一にとどまらず企業においては従業員が最大の資産であるということです。

北海道の文化や歴史、風土を踏まえ、日々の暮らしに根ざし、北海道の発展や健全な自然環境の維持に貢献することで、北海道に不可欠な企業にならなくてはならないということです。

この理念のもと、絶えず革新し続ける企業集団として、小売業の原点に立ち返り、お客さまのさまざまなニーズにお応えし、地域社会との信頼関係をより強固なものにして、「北海道で信頼される企業No.1」の実現を目指しています。

北海道で「信頼される企業」とは、「北海道を愛し、北海道の美しい自然環境を守り、北海道経済・生活・社会に貢献していく」ことと考えており、「当社から北海道の豊かな文化を日本全国、さらに世界に広めていく」ことも当社だからこそできる重要な使命と考えております。

また、このようなことを自ら実践・実現できる「従業員を育成し、働きやすい、共に成長できる環境を作っていく」ことであると信じています。

お客さまの「信頼」と「期待」に応え、当社のビジョンの実現と北海道の発展を目指して、すべてのステークホルダーの皆さまと良好な関係を築き、最良のコーポレートガバナンスの実現のため、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し公表します。

コーポレートガバナンスにおける基本姿勢

1. お客さま原点、現場主義による価値創造

お客さまの幸せの実現を最大の企業使命として、お客さまとの接点である現場第一主義を貫き、常にお客さまが原点であることを忘れず、変化するお客さまのニーズに対応した最適な価値創造を追求します。

2. 最大の経営資源である人間の尊重

人間こそが最大の経営資源であるとの信念に基づき、従業員を尊重し、多様性を重視し、教育機会を積極的に提供することで従業員が自己成長に努め、強い絆で結ばれ、お客さまへの貢献を至上の喜びとする従業員で構成された企業を目指します。

3. 北海道とともに発展する姿勢

地域社会の一員、心豊かな企業市民として、同じ地域社会の参加者であるお客さま、従業員、株主、取引先とともに発展し、北海道の豊かさ、自然環境の持続性、平和に貢献することを目指します。

4. 長期的な視野と絶えざる革新に基づく持続的な成長

お客さまや地域社会の期待に応え続けるために、変化する経営環境への対応を目指して絶えざる革新に挑戦することで、長期的な視野に立った価値創造を伴う持続的な成長と継続的な価値向上を志向する経営に努めます。

5. 透明性があり、規律ある経営の追求

お客さまを含むステークホルダーとの積極的な対話に努め、評価を真摯に受け止め、常に自らを律することで、透明性と規律ある経営を追求します。

詳細に関しては、「コーポレートガバナンス基本方針」を、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

(<http://www.aeon-hokkaido.jp/corporation/ir/governance.html>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則 1 - 2 - 4 議決権の電子行使の環境作りや招集通知の英訳】

当社は株主構成や議決権行使状況等を勘案し、議決権の電子行使や招集通知の英訳は行っておりません。今後、株主構成や海外投資家比率を踏まえ、状況に応じて検討してまいります。

【補充原則 3 - 1 - 2 英語での情報開示・提供】

英語による情報開示は、外国人株主比率が低いことから現時点では不要と考えておりますが、株主構成の変化に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社における政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の構築や、営業推進などを目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有しているものです。同株式の取得・継続保有・処分等の要否は、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、毎年取締役会に報告することとしています。また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。また、当社役員、取締役に対し定期的に関連当事者間の取引の有無について確認を求めるなど、関連当事者間取引について監視する体制を構築しており、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示します。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 経営理念や経営戦略を当社ホームページ、決算説明資料等に開示しておりますが、今後更に充実させてまいります。
2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を本報告書に、また、「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、当社ウェブサイトを開示しております。
3. 社外取締役を除く取締役の報酬は、独立役員会議に報酬決定の方針の説明を行い、適切な助言を得たうえで、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会にて決定しております。また、方針については、役位毎の報酬テーブルを定め、役位に基づいた報酬としております。業績連動型報酬については役位毎に業績報酬テーブルを設けて業績水準に連動した支給率での報酬支払を行っております。なお社外取締役の報酬については、独立性の確保の観点から、基本報酬のみで構成しており、取締役会で決定しております。
4. 当社の取締役・監査役候補者の指名は、独立役員会議にはかり説明、助言を得たうえで、人格・見識・業績・経歴等の幅広い多様な人材の中から取締役会が決定し、定時株主総会の決議により選任しております。
5. 当社の取締役・監査役の選任・指名理由については、2017年度に行う取締役候補・監査役候補からその理由を株主総会招集通通知で開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営執行会議、各事業分野毎の最高執行責任者・会議体・執行役員を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っています。取締役会は、法令及び定款、規則に定められた事項、当社の重要事項等を決定しています。経営執行会議は、代表取締役が指名した役員が議長となり、各事業分野の最高執行責任者及び取締役会が指名した執行役員等で構成され、取締役・監査役に報告され、現場の具体的な課題・問題を迅速に察知・対応できる仕組みとしています。最高執行責任者は、「営業本部」「商品本部」「管理本部」の各事業分野における担当取締役が選任され、取締役会や経営執行会議で決定された事業計画に基づき、各事業分野内における施策の決定や業務遂行を行っています。事業分野毎の会議体は、最高執行責任者又は執行役員が議長となり、事業分野内の執行役員及び部長等で構成され、事業分野内での経営課題や業務執行に関して協議を行っています。執行役員は各事業分野内に置かれている統括部門の責任者として配置され、上位組織で決定された事項に基づき、統括部門における業務遂行の実施責任を負っています。

【原則4-8 社外取締役の有効な活用】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、当社の独立社外取締役の独立性に関する基準に加え、北海道における地域密着型経営の観点で指導できる豊かな経験・知見を有する者を独立社外取締役として2名選任しております。今後も経営環境等の変化に応じ、常に適切な体制を検討してまいります。

【原則4-9 社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所の独立性基準をもとに「独立社外役員の独立性に関する基準」を定めており、その基準に基づいて取締役会で審議検討し、独立社外取締役の候補者を選定しております。「独立社外役員の独立性に関する基準」については、当社ウェブサイトを開示しております。

(<http://www.aeon-hokkaido.jp/corporation/ir/governance.html>)

【補充原則4-11-1 取締役の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、当社の事業活動において適切かつ機動的な意思決定と、執行の監督を行うことができるよう、取締役会全体として経営企画、営業、商品、人事、財務・会計、開発等について専門能力・知識を有する社内出身の取締役と、多様なステークホルダーや地域社会の視点から、成長戦略やガバナンスの充実について積極的に意見を述べ、問題提起を行うことができる複数の独立社外取締役により構成することを基本方針としております。その人数は定款で定める員数である13名以内とし、6名から8名の規模で構成しております。また、取締役の選任に関する方針・手続については、基本方針に記載の通りとし、取締役全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、当社の規模を踏まえ十分議論のうえ、最終的に取締役会で決定しています。

【補充原則4-11-2 取締役及び監査役の兼任状況】

社外取締役及び社外監査役の他社との兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書を通じて毎年開示を行っております。現在、社外取締役1名は他の上場会社の取締役を、社外監査役2名は、他の上場会社の監査役を兼任しておりますが、兼任社数は合理的な範囲であり、当社の監督業務を適切に果たすことができると考えております。また、業務執行取締役、そのほかの社外取締役、監査役は他の会社の社外役員を兼務しておらず、取締役及び監査役の業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価】

2016年においては、取締役会は12回開催され、業務執行にかかわる重要事項について、適切な情報・資料に基づいて協議し、時機に遅れることなく決定され、報告されております。また、本年の3月に外部機関によるアンケート形式での取締役会の評価調査を下記の＜取締役会の実効性評価内容の分類＞項目で実施いたしました。その結果を4月開催の取締役会において議論し、抽出された課題を分析・評価しながら取締役会の実効性を更に高めるための改善につなげていきます。

＜取締役会の実効性評価内容の分類＞

- (1) 取締役会の構成
- (2) 取締役会の運営

- (3)取締役・監査役に対する支援体制
- (4)トレーニング
- (5)株主(投資家)との対話
- (6)ご自身の取り組み
- (7)総括

<取締役会の実効性評価結果と今後の対応について>

当社の取締役会は、上記の<取締役会の実効性評価内容の分類>のアンケート全ての項目において概ね高い評価を得られており、重大な指摘はありませんでしたが、今後、改善すべき[課題]としていくつかの内容を選定いたしました。

取締役会資料の提供および運営方法の改善(早期提供・適切な審議項目と時間配分の検討)

株主との対話における当社の経営戦略・経営方針などの定期的なフィードバックの実施(株主・投資家との意見交換の機会作り)

社内役員と社外役員との活発かつ十分な意見交換の実施による専門的な知識を高めた実効性の向上(セミナー・勉強会など)

当社取締役会は、この評価結果を踏まえ、取締役会の「透明・公正かつ迅速・果断な意思決定」による「持続的な成長と中長期的な企業価値向上」を継続的に図っていきます。

尚、取締役会の実効性評価につきましては、今後も継続的に実施いたします。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役及び監査役の実効性評価方針】

当社は、取締役及び監査役が、その役割及び機能を果たすために必要な、業界動向、法令遵守及び財務会計その他の事項に関する情報を提供し、取締役及び監査役の職務遂行を支援します。新任取締役及び新任監査役(社外取締役及び社外監査役を除く)が就任時、新任取締役研修、新任監査役研修に派遣し必要な知識、役割と職務の理解促進を図っております。また、毎年イオン(株)主催のトップセミナーにも派遣し、時流に応じた経営課題の認識とその解決に向けた行動を促す機会を設けております。また、取締役会の実効性評価で抽出された課題につきましても早期に現状の取り組みを強化するとともに、時勢に適応した育成の仕組みを構築いたします。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を通じて双方の理解を深めることが重要と認識し、「コーポレートガバナンス基本方針」において、株主との対話に関する方針を定めております。具体的には、経営企画部をIR担当部署、総務部をSR担当部署とし、財務経理部等と連携して対応を行い、株主との対話を行っております。株主に対しては、SR担当の総務部が主管となり、株主総会や株主懇談会で株主と取締役、経営陣幹部との対話の場を設けるとともに、投資家に対しては、IR担当部署である経営企画部が主管となり、決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、アナリストミーティング、個人投資家説明会を実施しています。今後につきましても株主・投資家の理解を深めるための情報の開示や対話機会の充実を更に進め、株主・投資家のご意見を活かした経営を実践してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	85,463,070	81.00
加藤産業株式会社	1,200,000	1.14
イオン北海道従業員持株会	985,592	0.93
株式会社北洋銀行	559,400	0.53
総合商研株式会社	421,800	0.40
イオンリテール株式会社	404,720	0.38
北海道コカ・コーラボトリング株式会社	380,000	0.36
東洋水産株式会社	319,500	0.30
モリリン株式会社	300,000	0.28
メリルリンチ日本証券株式会社	291,900	0.28

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	2月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

商品の仕入れは、大量一括購入により価格交渉力を高め、競合他社と比較し有利な価格で当該グループ会社より購入しているものであります。

店舗賃借に関する条件は、一般取引条件と同様に近隣相場を参考にして交渉のうえ、決定しています。

取引条件については、一般取引条件と同様に交渉のうえ決定しています。

以上のように株主保護に努めています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は2007年4月2日開催の取締役会において、イオン株式会社に対する870万株の第三者割当増資を決議し、2007年4月23日付けでイオン株式会社の連結子会社となりました。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中田 美知子	他の会社の出身者													
廣部 眞行	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中田 美知子			長年にわたり北海道の放送業界に関わってこられた多様な経験と専門的知識を活かし、地域密着を推進する当社の企業価値向上及び女性の活躍推進などに向けた、建設的な議論に大いに貢献していただけると判断し選任いたしました。また東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員として指定しております。

廣部 眞行		弁護士としての豊富な経験と専門的知識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、当社の取締役会において、経営の健全性の確保及びガバナンスの強化に向けた議論に大いに貢献していただけると判断し選任いたしました。また東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員として指定しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツによる店舗及び本社の会計監査に立会い、また会計監査人より監査結果の報告を受け適正な会計処理及び透明な経営の確保に努めております。また内部監査部門として、経営監査室を設置し業務全般の業務監査及び内部統制の有効性や効率性に関して計画的に評価・監査を実施しております。監査役は、経営監査室と定期的に情報交換・意見交換を行う等の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
吉岡 征雄	弁護士														
福岡 眞人	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

吉岡 征雄		弁護士としての豊富な経験からコンプライアンスの分野に精通されており、その視点に基づき経営の監督とチェック機能を担っていただくため、社外監査役に選任しました。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員として指定しております。
福岡 真人	1978年に当社の親会社であるジャスコ株式会社(現イオン株式会社)に入社し、その後兄弟会社である株式会社光洋で勤務されていました。	企業経営に精通し、当社事業分野における専門的な知識を有しており、その見識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役に選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3名
--	----

その他独立役員に関する事項

経歴、当社との関係・地位から、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから独立役員に指定しました。当社の定款で定める、責任限定契約を締結しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は税制非適格である「株式報酬型ストック・オプション」を、社内取締役に対して導入しています。年間の付与個数上限は730個であります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

社内取締役かつ、出向社員を除く当社に在籍する取締役に付与します。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役全員の総額開示と、うち社外取締役の総額開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、2007年5月30日開催の第29回定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人給与は含まない)と決議されており、算定方法は当社における一定の基準に従い算定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

取締役会における活発な議論と適切な意思決定を可能にするため、取締役会資料の事前配布や必要に応じた事前説明、経営全般の重要情報の共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役の相互牽制と監査役のうち社外監査役を2名選任しており、これにより取締役会や監査を通して、企業経営の公正性や透明性の観点から適切な企業統治を実践いたしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送の早期化に努めており、株主総会開催日から3週間前を目途に発送することを心がけております。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年5月中に開催しており、集中日を回避した設定となっております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回株主さま懇談会を実施し、経営方針、政策を説明しています。また個人投資家向け説明会は2016年度に2回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算・期末決算の記者発表時と同時期に、年2回のアナリスト、投資家向け説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報として、決算情報、事業報告書、月次売上高推移などを掲載しております。また株主総会に関連する資料(招集ご通知、招集ご通知に際してのインターネット開示事項、議決権行使結果)とともに、株主の優待制度についてのご案内を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「イオンの基本理念」、「イオン行動規範」を企業活動の指針とし、お客さまやお取引先さま、株主さまなどステークホルダーへの考え方、判断基準を共有しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、北海道で信頼される企業として、「地域社会貢献ナンバーワン」の活動を目指し、各種募金活動、店舗・本社周辺のクリーン活動、植樹活動などに取り組んでいます。また、店舗がある全ての自治体と災害支援協定を締結するなど、地域の安心なまちづくりへ貢献するための活動も積極的に実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社案内や株主報告書等を発行し、当社の環境保全活動やCSR活動、ダイバーシティ推進などをわかりやすく掲載しており、今後も継続的に情報発信をしてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針に関して、下記の項目について取締役会で決議しております。
(最終改定日は2017年4月12日であります)

- 1.当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
- 2.当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制。
- 3.当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制。
- 4.当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制。
- 5.次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制。
- 6.当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項。
- 7.前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項。
- 8.当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項。
- 9.次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制。
- 10.前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制。
- 11.当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項。
- 12.その他当該監査役設置会社の監査役が実効的に行なわれることを確保するための体制。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力から不当要求事実などの発生時には、警察当局・弁護士などとの緊密な連携により、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含め以下のように対応することを基本的な考え方としております。

- a.不法不当な要求行為に対しては断固としてこれを拒否する。
- b.株主権の行使に関し、財産上の利益を供与しない。
- c.法令と企業倫理を守り、社会的責任を全うする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

なし

